

議案第39号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和6年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(芽室町個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 芽室町個人情報保護審査会条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(芽室消防団条例の一部改正)

第4条 芽室消防団条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とし、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

説 明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものがあります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)</p> <p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)</p> <p>附 則 (芽室町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索できるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 一略一</p>	<p>附 則 (芽室町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索できるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 一略一</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第3条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町個人情報保護審査会条例の一部改正) (罰則) 第12条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第12条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第4条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室消防団条例の一部改正) (欠格条項) 第4条 次のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)と(3) 一略一</p>	<p>(欠格条項) 第4条 次のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)と(3) 一略一</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第5条関係)

改正案	現 行
<p>(職員の給与に関する条例の一部改正) (期末手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在</p>

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 一略一

2 一略一

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)と(3) 一略一

4～7 一略一

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 一略一

2 一略一

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)と(3) 一略一

4～7 一略一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(附則関係)

改正案	現 行
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、<u>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> 第2条 この条例の<u>施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>2 この条例の<u>施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）</u>、<u>旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）</u>が含まれるときは、<u>当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とし、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p> <p>3 <u>拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりな</u></p>	

お従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。